

令和7年度東京都立高等学校入学者選抜における 出願に要する書類の配布等について ＜全日制（第一次募集・分割前期募集）＞

1 本日本渡し（同封）した書類等について

名 称	部数
調査書（様式10）	1部
東京都外の中学校の先生へ （「令和7年度東京都立高等学校入学者選抜の調査書の作成について」） ※都外の中学校向けのリーフレットです。都内の中学校の方には参考に同封します。	1部
志願変更願（様式16）	1部
令和7年度東京都立高等学校応募資格審査取扱要項	1部
東京都立高等学校の全日制分割後期募集・第二次募集について	1部
令和7年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員	1部
自己PRカード（様式12）	1部
令和7年度「本校の期待する生徒の姿」	1枚
令和7年度東京都立高等学校募集案内	1部

2 応募資格審査を受ける方へ（都外在住者等）

「令和7年度東京都立高等学校応募資格審査取扱要項」の1から4までのいずれかに該当する場合は、必要書類を整えて書類提出期間内に志願校で審査を受けてください（書類は、出願に要する書類とともに志願校へ提出してください。）。書類に不備等があった場合には、志願校から確認させていただく場合があります。

保護者が父母である場合、入学日までに父母両方と都内に同居し、入学後も引き続き都内に同居することが原則です。一時的に都内に住所を有し、入学後、都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する予定のある場合には、応募することはできません。

なお、都外在住者で、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、必要書類を提出し、応募資格の審査を受けた上で、応募資格が認められることがあります。どのような場合でも認められるということではありません。

※ 特別の事情として認められる事情や事前の資格確認及び必要書類などの手続の詳細は、「令和7年度東京都立高等学校応募資格審査取扱要項」を御確認ください。

3 インターネット出願について

第一次募集・分割前期募集では全都立高校においてインターネット出願を実施します。調査書等その他出願に必要な書類は、書類提出期間に在学する中学校を通じ、志願先の都立高校に提出してください。

出願情報入力期間及び書類提出期間

【出願情報入力期間】 令和6年12月20日（金）から令和7年2月5日（水）午後5時まで

【書類提出期間】 令和7年 1月30日（木）から令和7年2月5日（水）

出願を要する書類は、郵送（上記書類提出期間内に、志願先の都立高校に必着）により受付

※ 在籍する中学校から簡易書留郵便等の対面かつ追跡可能な方法で送付します。

インターネット出願についての詳細な情報は、以下の東京都教育委員会のホームページを参照してください。

「令和7年度東京都立高校等学校入学者選抜におけるインターネットを活用した出願について」

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/high_school/exam/application2025.html



4 学校所定の入学願書について

次の入試では、インターネット出願を行わず、学校所定の紙の入学願書を使用します。

詳細は各高校にお問い合わせください。

- ・通信制課程の入試(一橋高校、新宿山吹高校及び砂川高校)
- ・引揚生徒対象の入試(深川高校、光丘高校及び富士森高校)
- ・在京外国人生徒等対象の入試(竹台高校、田柄高校、南葛飾高校、府中西高校、飛鳥高校、六郷工科高校、杉並総合高校、国際高校、一橋高校、浅草高校、荻窪高校及び砂川高校)
- ・国際バカロレアコースの入試(国際高校)

5 自己PRカードについて

志願する都立高校の検査内容に面接がある場合は、出願時に自己PRカードを提出する必要がありますので、御注意ください。電子ファイルへの入力及び印刷によっても作成可能です。電子ファイルの様式は東京都教育委員会ホームページ(https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/hi_gh_school/exam/applicantfile2025.html)に掲載しています。

なお、志願する都立高校の検査内容に面接がなく、出願時に自己PRカードを提出しない場合は、合格後、入学予定の都立高校が指定する「入学関係書類提出日」に自己PRカードを提出することになります。

6 個人情報の提供に関する同意欄及び本人得点の開示について

インターネット出願の入力項目及び紙の入学願書の裏面には、「個人情報の提供に関する同意欄(任意)」があります。これは、都内の中学校に在学している志願者が、在学する中学校における進路指導や学習指導等に活用するために、都立高校から中学校へ学力検査の得点などの検査結果を提供することに同意する場合に、志願者本人が入力又は署名をする欄です。同意するか、しないかは志願者本人の意思によりますので、同意欄への入力又は署名は任意としております。

なお、同意欄へ記入又は署名をした上で出願をした場合であっても、中学校から受検者又は保護者に対して、各検査における得点を開示することはありません。

学力検査の得点や面接・作文などの得点の開示を希望する場合は、入学手続締切日以降(ただし、合格者については令和7年5月1日以降)、開示請求書を受検した都立高校に提出します。

開示請求の手続の詳細は、受検をする各高校にお問い合わせください。また、「令和7年度東京都立高等学校募集案内」137ページ(A32)も併せて御覧ください。

7 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J YEAR 3)結果の都立高校入試への活用について

中学校英語スピーキングテストの結果を第一次募集・分割前期募集において活用します(その他の選抜では使用しません)。また、エンカレッジスクール、チャレンジスクール、英語学力検査を実施しない学校などは対象外です。中学校は、スピーキングテストの結果(A～F:6段階評価)を、調査書の「諸活動の欄」に記載し点数化した上で、総合得点の算出に当たって加算します。また、調査書を都立高校へ提出する際に、個人レポートも合わせて提出します。

やむを得ずスピーキングテストを受験することができなかった者等「スピーキングテスト不受験者」については、「仮のスピーキングテスト結果」を算出し、点数化の上、加点することで不利にならないよう取り扱います。

なお、受験申込をした者がやむを得ずスピーキングテストを受験できなかった場合で、都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置を希望する場合は、東京都教育委員会へ申請し、承認を受ける必要があります。詳細は、令和6年度中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J YEAR 3)実施要項(https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/files/esat-j/r6_youkou.pdf)を御確認ください。

スピーキングテスト結果の都立高校入試への活用についての詳細な情報は、以下の東京都教育委員会のホームページを参照してください。

「東京都立高等学校入学者選抜における東京都中学校英語スピーキングテスト（E S A T－J）結果の活用について」

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2022/release20220526_03.html



8 問合せ先

(1) 都立高校入試相談コーナー

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2－8－1 都庁第二本庁舎 15 階

電話 03（5320）6755（直通）

問合せ時間 月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く。）午前 9 時から午後 5 時まで

※ 電話相談のほかに、来庁相談も行っています。予約は不要です。

相談時間 月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く。）午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 東京都教育相談センター 高校進級・進路・入学相談

〒169-0074 東京都新宿区北新宿 4－6－1 東京都子供家庭総合センター 4 階

電話 03（3360）4175（直通）

問合せ時間 月曜日から金曜日まで 午前 9 時から午後 9 時まで

土・日・祝日 午前 9 時から午後 5 時まで

（閉庁日・年末年始を除く。）

※ 電話相談のほかに、事前の予約による来所相談も行っています。

相談時間 月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く。）午前 9 時から午後 5 時まで